

第10回行徳臨海部まちづくり懇談会



第10回目の行徳臨海部まちづくり懇談会が、平成15年7月25日(金)に市川市役所で開催されました。

会議では、今年度の懇談会の進め方や行徳臨海部における水と緑のネットワークづくりについて、意見交換が行われました。

<写真>

第10回懇談会の様子

【開催日時】 平成15年7月25日(金曜日) 18時30分～21時00分

【開催会場】 市川市役所 第5委員会室

【出席委員】	西村幸夫(東京大学教授)※座長	風呂田利夫(東邦大学教授)
	松沢文治(行徳地区自治会連合会)	歌代素克(南行徳地区自治会連合会)
	安達宏之(三番瀬環境市民センター)	丹藤 翠(行徳まちづくりの会)
	東 良一(行徳野鳥観察舎友の会)	藤原孝夫(市川市行徳漁業協同組合)
	石井 強(南行徳漁業協同組合)	富田伸彦(市川市塩浜協議会まちづくり委員会)
	杉浦康司(市川青年会議所)	島元祝郎(都市基盤整備公団千葉地域支社)
	尾藤 勇(市川市助役)	<敬称略>

【会議次第】

1. 開会
2. 行徳臨海部の課題に係る最近の状況について
3. 今年度の懇談会の進め方について
4. 行徳臨海部における人と水と緑のネットワークづくりについて
5. 今後の予定、その他
6. 閉会

【会議資料】 [市川市行徳臨海部まちづくり懇談会設置要綱\[資料1\]](#)
[今年度の行徳臨海部まちづくり懇談会の進め方について\[資料2\]](#)
[行徳臨海部の課題に係る最近の主な経緯\[資料3-1\]](#)(PDFファイル)
[「市川市三番瀬塩浜案内所」の開設について\[資料3-2\]](#)(PDFファイル) [位置図](#)

I&Iプラン21－市川市総合計画－（平成13年4月発行）より〔資料4－1〕

- ・[都市構造の方向図](#)
- ・[自然と文化のネットワーク図](#)

広報いちかわフォーラムアイ平成15年6月28日号より〔資料4－2〕

都市計画マスタープラン中間報告

- ・[将来都市構造図](#) (PDFファイル)
 - ・[地域別構想〔素案〕 南部地域](#) (PDFファイル)
- 本行徳石垣場・東浜地区関連資料〔資料No.5〕
- ・[本行徳石垣場・東浜地区（江戸川第一終末処理場建設予定地）の最近の経緯](#)
 - ・[江戸川第一終末処理場計画地検討会設置要綱](#) (PDFファイル)
 - ・[今後の進め方について](#) (PDFファイル) (第2回江戸川第一終末処理場計画地検討会資料)
 - ・[江戸川第一終末処理場の計画について](#) (第2回江戸川第一終末処理場計画地検討会資料)
 - ・[土地利用方針の整理<本行徳石垣場・東浜地区>](#) (第2回江戸川第一終末処理場計画地検討会資料) (PDFファイル)

市川塩浜駅周辺及びその海浜部関連資料〔資料No.6〕

- ・[塩浜地区に係る経緯](#) (PDFファイル)
- ・[市川市塩浜協議会 まちづくり委員会組織図](#)
- ・[まちづくり委員会対象区域図](#)
- ・[市川塩浜まちづくり方針](#) (市川市塩浜協議会まちづくり委員会)
- ・[市川塩浜2丁目まちづくり方針](#) (市川市塩浜協議会 まちづくり委員会)

[行徳近郊緑地関連資料](#)〔資料No.7〕

[行徳臨海部 人と水と緑のネットワーク検討図](#)

[市川市行徳臨海部基本構想](#)

【議事内容】 [ここをクリックしてください](#)

※各委員から提出された説明用資料については、掲載しておりません。懇談会の資料は、市川市役所市政情報センターなどで閲覧できます。

(平成15年7月作成)

[まちづくり懇談会トップページへ](#) [←第9回懇談会](#) [第11回懇談会→](#)

[戻る](#)



市川市 都市政策室
Copyright (c) 2002-2003
Ichikawa City. all rights reserved.

市川市行徳臨海部まちづくり懇談会設置要綱

(設置)

第1条 行徳臨海部のまちづくりに関する課題を総合的に解決することを目的として、市民及び関係者の幅広い意見を求めるため、市川市行徳臨海部まちづくり懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、次に掲げる委員15人をもって組織する。

- (1) まちづくりに関し学識経験のあるもの 3人
- (2) 行徳地区自治会連合会代表 1人
- (3) 南行徳地区自治会連合会代表 1人
- (4) 市川緑の市民フォーラム代表 1人
- (5) 特定非営利活動法人三番瀬環境市民センター代表 1人
- (6) 行徳まちづくりの会代表 1人
- (7) 特定非営利活動法人行徳野鳥観察舎友の会代表 1人
- (8) 市川市行徳漁業協同組合代表 1人
- (9) 南行徳漁業協同組合代表 1人
- (10) 市川市塩浜協議会まちづくり委員会代表 1人
- (11) 社団法人市川青年会議所代表 1人
- (12) 都市基盤整備公団千葉地域支社代表 1人
- (13) 市川市助役 1人

2 委員の任期は、平成15年7月25日から平成16年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇談会に座長及び副座長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 座長は、会務を統理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、座長が招集し、議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(事務)

第5条 懇談会の事務は、建設局都市政策室において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成15年7月25日から施行する。

2 この要綱は、平成16年3月31日限り、その効力を失う。

今年度の行徳臨海部まちづくり懇談会の進め方について

1. 「行徳臨海部基本構想」に基づいた行徳臨海部のまちづくりへの助言

(1) 石垣場・東浜地区の土地利用計画への助言

・「検討会」の作業経過を踏まえながら、市民としての観点から議論を行う。

(2) 海浜部を含む市川塩浜駅周辺の街づくりへの助言

・今年度中に具体の公共施設や商業施設などの機能配置を検討するというまちづくり委員会の意向を踏まえ、三番瀬、行徳近郊緑地と一体としたまちづくり、また、海辺の街にふさわしい再整備について議論を行う。

(3) 漁業振興策への助言

・「市民と共存する都市型水産業への取組み」について議論を行う。

・海辺のまち、海と共生するまちづくりと漁業との連携について、議論を行う。

2. 基本構想で「地域の将来像」を「内陸部と臨海部を一体としてまちづくりを進め、自然、漁業、市民生活、企業活動が共存する持続可能な地域社会の形成を図る」こととしている。そこで市として今後、「基本的な方針」の実現に向け、東西線から海辺に至る区域を前提として具体的な整備を進めていくため、その考え方や方策等について議論を行う。

○行徳臨海部の人と水と緑のネットワークの整備イメージの提案

(1) 石垣場、駅周辺、行徳近郊緑地について、拠点としての位置づけ、特性、具体的整備イメージなど議論を進める。

(2) 住宅地から拠点へのアクセス、各拠点相互の連携強化等の考え方について議論を進める。

行徳臨海部の課題に係る最近の主な経緯

年月日	内 容
平成14年	
11月22日	第9回「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」開催
11月24日	第8回「三番瀬再生計画検討会議」開催（千葉県）
11月29日	千葉県が「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、市川塩浜海域及び市川水路を適正化区域及び重点適正化区域として指定
11月30日	第4回汽水域セミナー「東京湾の汽水域環境復元の世紀」を市川市内にて開催（主催：同実行委員会 後援：市川市他）
12月 4日	県知事が12月定例県議会において、市川市本行徳石垣場・東浜地区に下水道終末処理場を設置することを表明
12月10日	市川市が庁議にて「市川市行徳臨海部基本構想」を決定
12月12日	市川市が「市川市行徳臨海部基本構想」～三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて～を公表
12月19日	市川市が千葉県知事へ「市川市行徳臨海部基本構想」を提出
12月23日	第9回「三番瀬再生計画検討会議」開催（千葉県）
12月25日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事に「三番瀬の再生に向けての中間とりまとめ」を提出
平成15年	
1月 1日	「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」施行
1月23日	第10回「三番瀬再生計画検討会議」開催（千葉県）
1月29・30日	「市川市本行徳石垣場・東浜地区の江戸川第一終末処理場計画地に係る千葉県と市川市合同説明会」を地権者を対象に市川市にて開催
3月17日	第11回「三番瀬再生計画検討会議」開催（千葉県）
3月25日	千葉県が市川塩浜海域の沈廃船の撤去を開始（陸揚げ後、市川市の塩浜まちづくり用地に保管、10月処分予定）
3月27日	第1回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催（千葉県・市川市）
4月 8日	三番瀬の本「三番瀬の再生に向けて - 地元市川市の挑戦 - 」販売開始（市川市）
4月25日	第12回「三番瀬再生計画検討会議」開催（千葉県）
5月23日	日本造園学会全国大会公開シンポジウム「東京湾岸域の環境再生を考える - 造園学の視点から - 」開催（主催：社団法人日本造園学会大会運営委員会、後援：市川市）
5月28日	第2回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催（千葉県・市川市）
5月29日	第13回「三番瀬再生計画検討会議」開催（千葉県）
6月 3日	第12回「三番瀬保全再生連絡協議会」開催（市川市、船橋市、浦安市）
6月23日	第14回「三番瀬再生計画検討会議」開催（千葉県）
6月24日	市川市議会が「行徳臨海部特別委員会」の設置を決定
7月22日	「市川市三番瀬塩浜案内所」開設
7月24日	第15回「三番瀬再生計画検討会議」開催（千葉県）

「市川市三番瀬塩浜案内所」の開設について

市川市では、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて、これまで現状と課題の周知を行うとともに、広報活動や市民参加による各種活動の拡充に努めて参りました。

このたび、その一環として、JR京葉線市川塩浜駅の南側（海側）に「市川市三番瀬塩浜案内所」を設置しました。

ただし、この施設については塩浜駅周辺のまちづくりが本格化するまでの市所有地の暫定利用の一つとして活用を図っていこうと考えています。

施設内容としては、三番瀬や市川塩浜駅周辺のまちづくりに関連する活動や環境学習のための「多目的用途室」と、関連する資料や三番瀬の再生に向けた実験などの内容を展示する「三番瀬展示室」を備えています。

「市川市三番瀬塩浜案内所」については、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けた様々な活動の拠点として、また、それらの取り組みを情報発信する場として活用していきたいと考えています。

さらに、三番瀬に面するこの地区が、海を活かした魅力あるまちとして再整備され、環境学習・研究の場としても活用されていくことや、市民の皆さんの利用を通して、市民生活と海との距離が近づくことにより海への理解がより深まることも併せて期待しています。

< 施設概要 >

1. 場 所：市川市塩浜2丁目3番
(JR京葉線市川塩浜駅の南側(海側) 駅より徒歩約1分)
2. 構造・規模：鉄骨プレハブ造平屋建 面積92.27㎡
3. 開 設 日：平成15年7月22日(火)
4. 利 用 時 間：午前10時から午後3時まで(休館日は、原則として毎週月曜日)
建物利用に関しては、原則的に予約受付によるものとします。
5. 運 営 管 理：建物の運営・管理は、市川市役所都市政策室で行います。

< 問合せ先 >

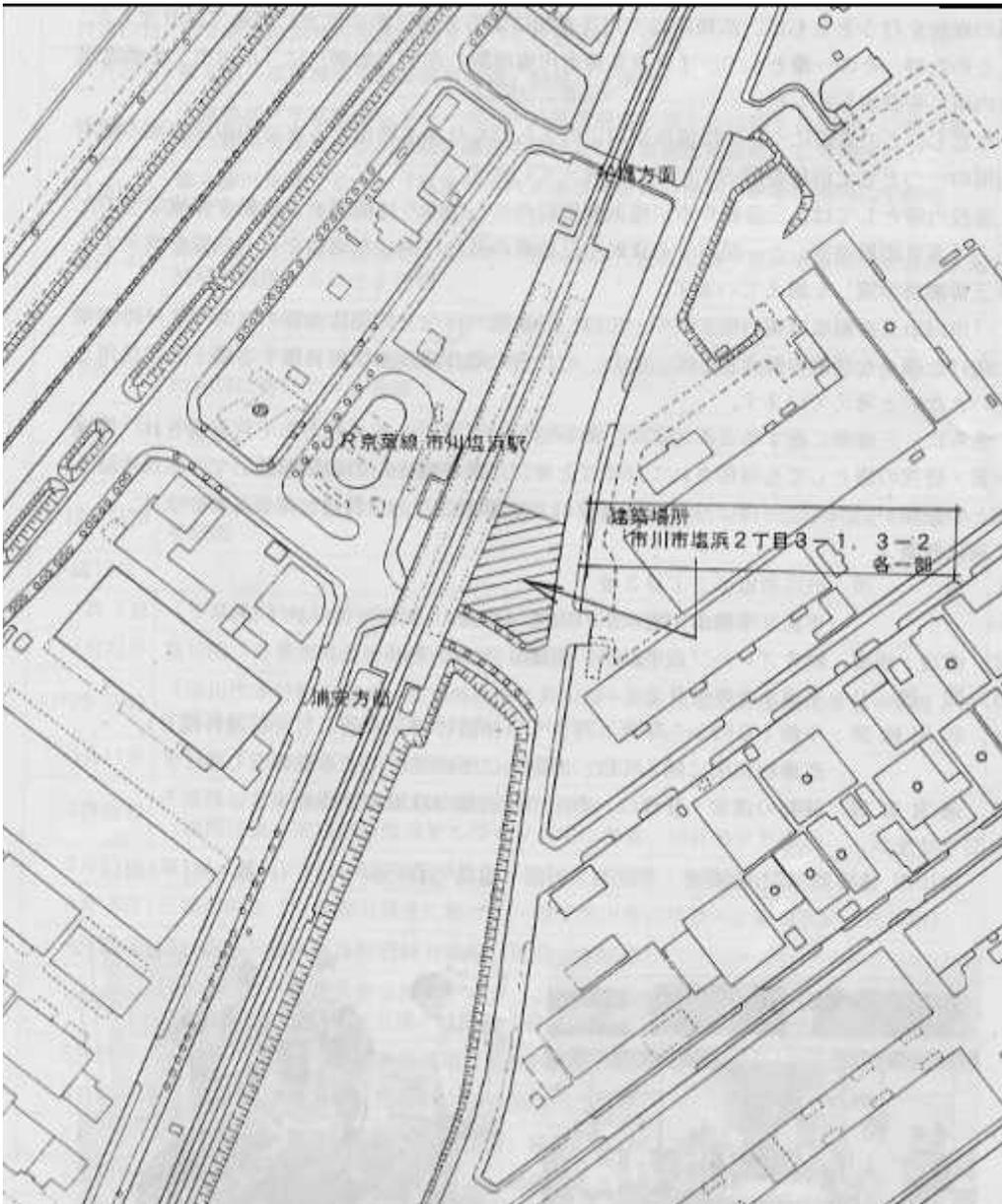
市川市 建設局 都市政策室 宇佐美・近藤 電話 047-334-1111 (内線 5011・5021)



(案内所正面)



(三番瀬展示室)





資料No.4-1

自然と文化のネットワーク図



I & I プラン 21 - 市川市総合計画 - (平成 13 年 4 月発行) より

Forum

市民参加のまちづくりネットワーク

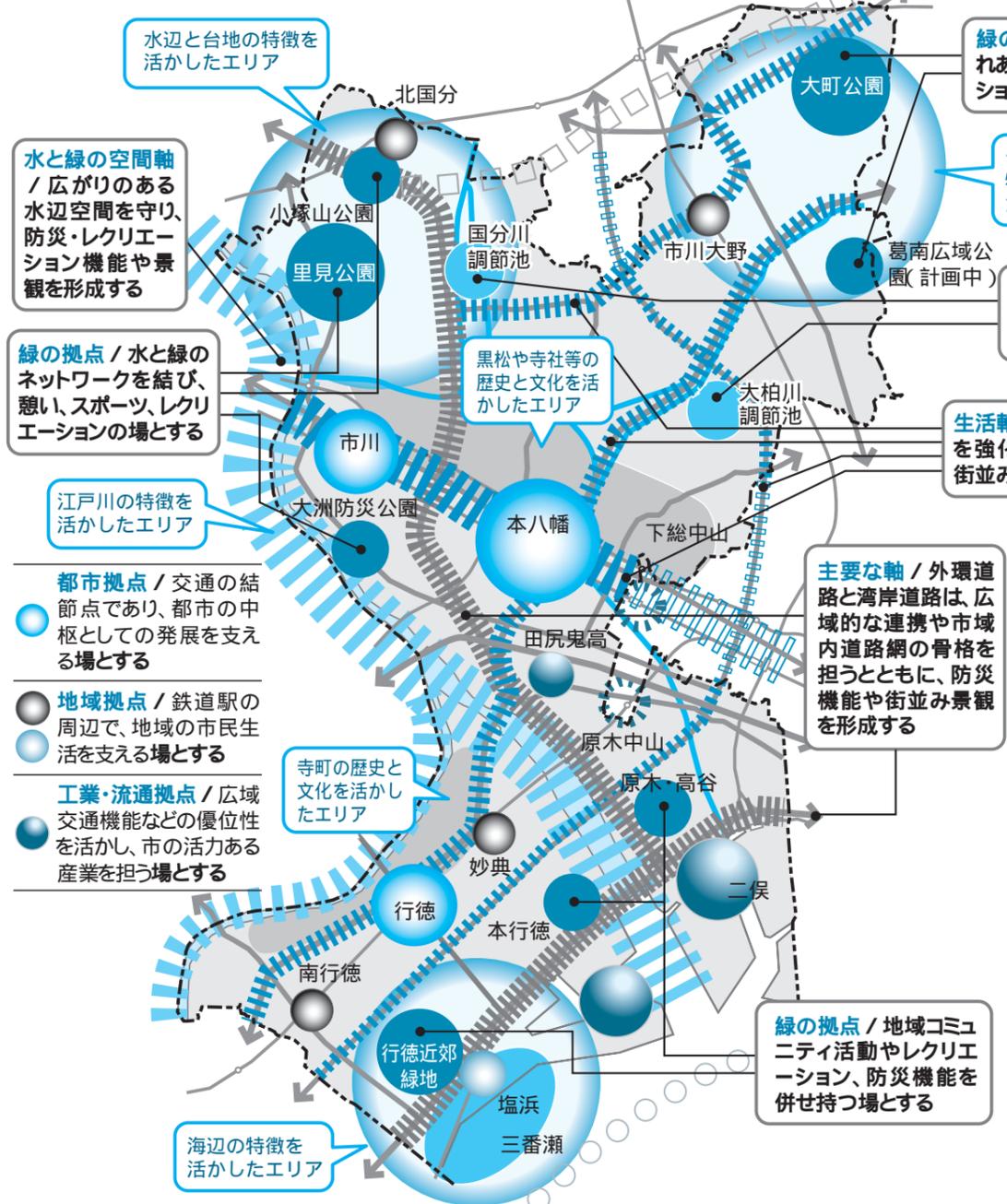
発行 / 市川市 編集 / 企画部広報課
〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 TEL / 047-334-1111 FAX / 047-336-2300
ホームページ / <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>

将来都市像 **ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ**

将来都市構造 都心に接し、鉄道交通が行き交う市川。この恵まれた立地の中で、緑や河川・海といった自然や、寺社や史跡が織り成す豊かな文化。それらを市民が味わい、親しみ、愛しみながら、生活や様々な活動を営み続けられる将来のまち。

- 都市づくりの目標**
- 都市としての「魅力」「活力」「住みやすさ」を持った都市の形成
 - 人・場所をつなぎ都市活動や日常生活を支える交通環境の形成
 - 歴史・文化・自然を活かし環境に配慮した都市の形成
 - 安全・安心に暮らせる基盤整備の整った市街地の形成
 - 市民・事業者・行政の協働による魅力的なまちの形成

将来都市構造図



いつまでも住み続けたい まちをめざして

都市計画マスタープラン

中間報告

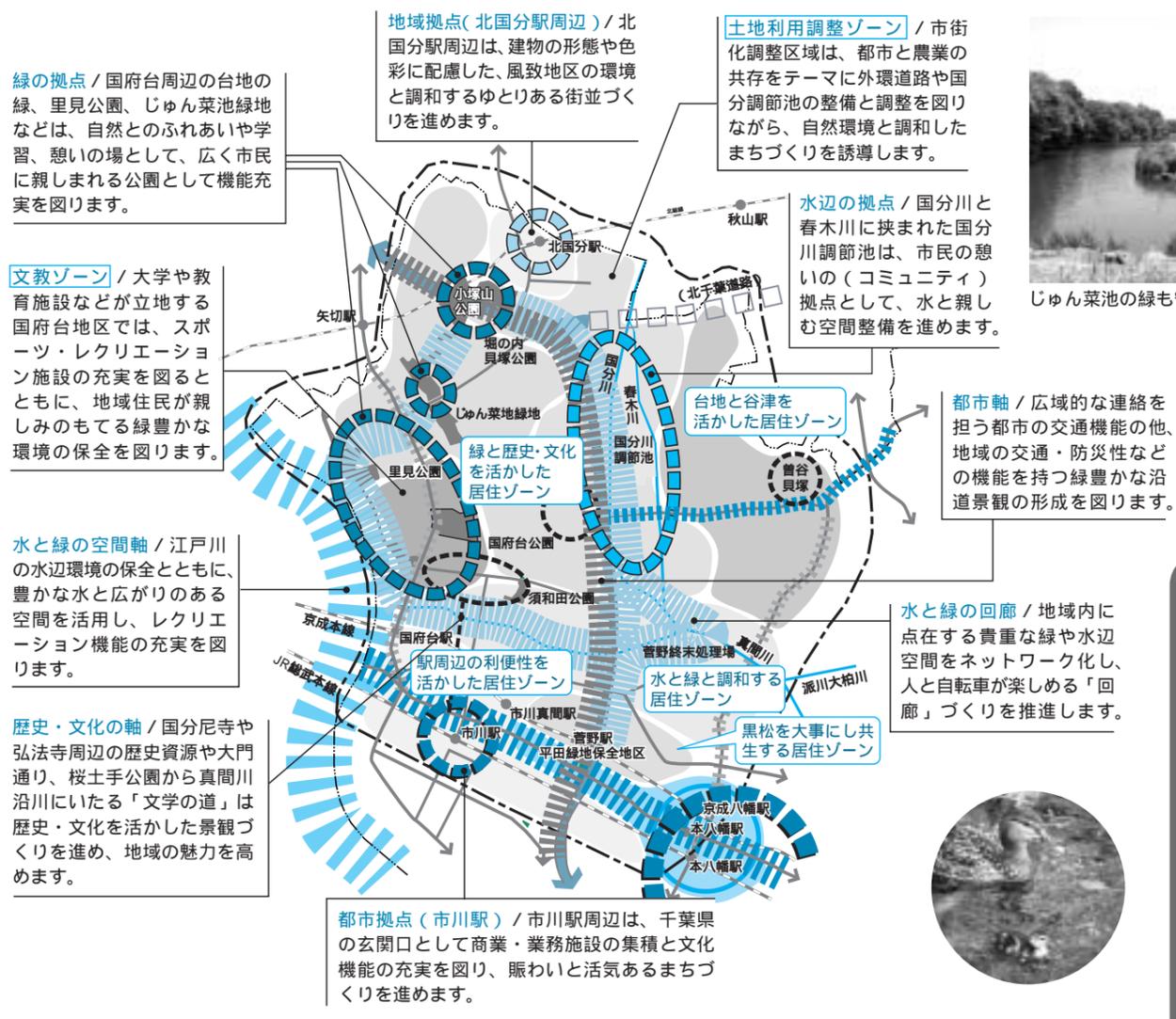
都市計画マスタープラン策定の経過報告

市民とともに未来のまちづくりの夢をかなえるための「都市計画マスタープラン」。

本年度内の完成を目指して検討作業を進めておりますが、現在、全体構想のたたき台、そして地域別構想の素案づくりを行っております。

今後は、市民の方々のご意見を踏まえながら、目標と将来都市構造を念頭に、さらに具体的な整備方針の検討を進め、マスタープランとしてとりまとめてまいります。皆様からのご意見をお待ちしております。

- Q この構造図は、何を表わしているの？**
市川市の骨格となる、将来の都市全体の特徴をおおずかみに捉え、概ね20年後の「まち」の姿を表わしています。まちづくりの「核となる拠点(産業、歴史、文化、自然など)」「主要な軸(拠点や地域を結び)」「特徴のあるエリア(地域の特性を如実に表わす)」で描いています。
- Q この構造図は誰がつくったの？**
学識経験者、団体代表、市民代表の17名からなる「策定調整委員会」が、昨年6月から審議を重ね、約1年かけて作成しました。
- Q 本八幡の丸が市川や行徳の丸より大きいのはなぜ？**
本八幡、市川、行徳は、都市拠点として位置付けていますが、中でも本八幡周辺地区は、交通の利便性を活かした都市機能が集積し、行政、文化拠点、広域型の商業業務地として、中心的機能を担うためです。
- Q 市川と本八幡を結ぶ線は、他の線と比べてなぜ太いの？**
総武本線、京成本線、千葉街道の主な交通機能が古くから市川、本八幡の拠点を結び都市軸となっています。現在も、市民の主要な生活動線として活用されていますが、今後はさらに整備を進め、より魅力的な生活空間を形成していくためです。



地域別の構想は、平成14年度から、4つの地域ごとに、市民の方々と約20名で構成される地域別市民懇談会で検討を進めてきました。そして、年度末に概ねの「地域別構想」の素案がまとまりましたので、その一部をご紹介します。今後は、市民の方々からの「意見も踏まえて、地域間や全体構想との調整を進めて、策定調整委員会でもとめてまいります。」



じゅん菜池の緑も守っていきます

都市計画マスタープランの最新の情報は7月中旬にホームページ

北西部地域

【地域の将来像】
「水と緑の回廊」を活用した人が育むまち

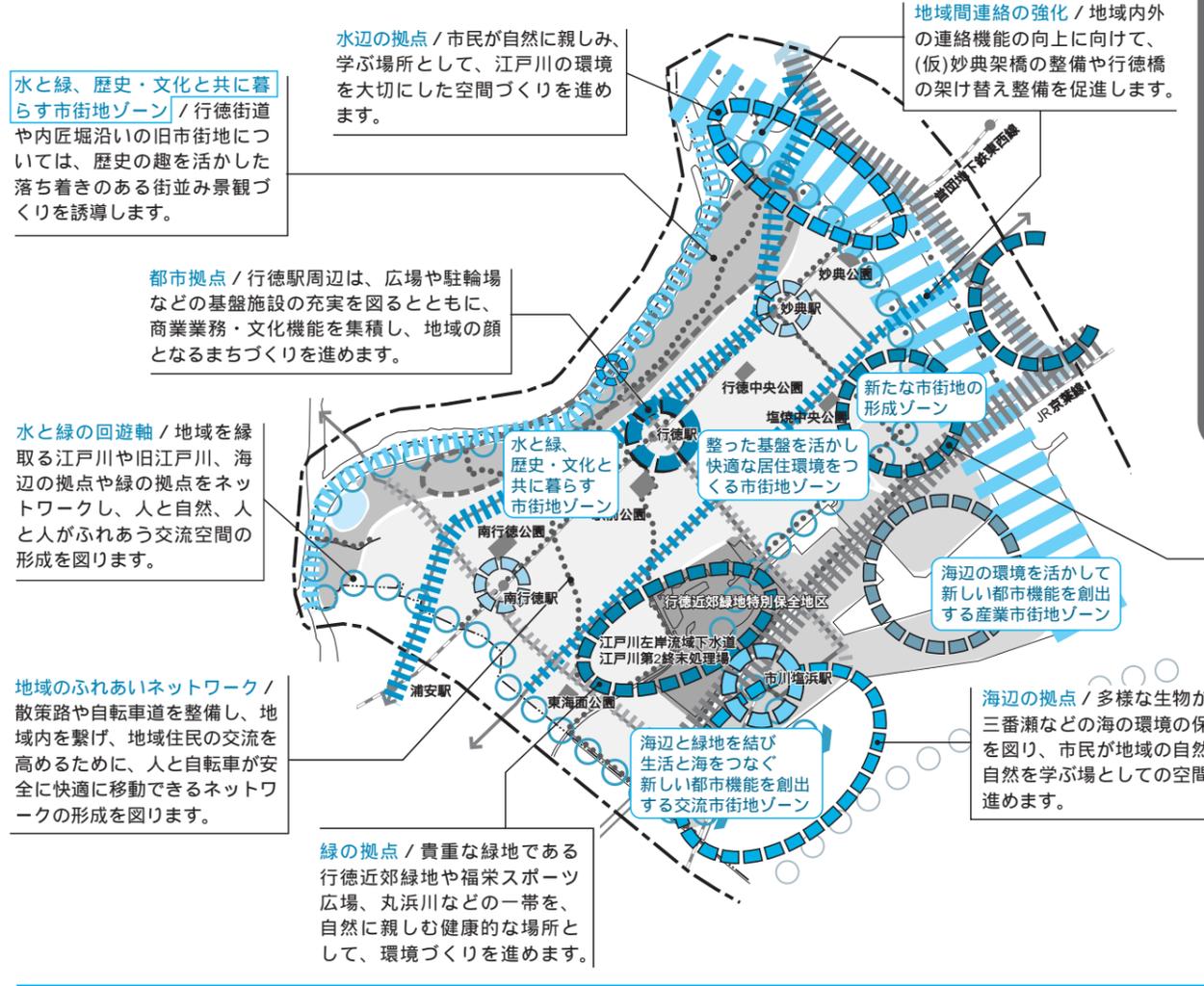
【地域づくりの目標】
豊かな自然と固有の歴史を「守り・育て・つなげる」まちづくり
水と緑に守られた誰もが「安心して快適に」暮らせるまちづくり
活気と潤いが調和する「めりはり」のあるまちづくり
世代を超えて誰もが「集い・語り・触れ」あえる市民主体のまちづくり

地域別構想「素案」

南部地域

【地域の将来像】
若潮の香りと豊かな生活環境に恵まれた、住み続けたいまち—「行徳」

【地域づくりの目標】
街道町・新市街地・臨海部の3つの個性を活かしたまちづくり
三番瀬や江戸川などの豊かな水辺空間と「行徳文化」を活かすまちづくり
みんなが健康に安心して暮らせる「生活の質」を高めるまちづくり
歩いて・自転車で・車イスで快適に回遊できるまちづくり



緑の拠点 / 第1終末処理場整備の進捗に併せて基盤整備を進めるとともに、広域避難場所としての機能を併せ持つ公園緑地など、コミュニティの場としての活用を図ります。



三番瀬など海辺の環境も保全します

本行徳石垣場・東浜地区関連資料

本行徳石垣場・東浜地区(江戸川第一終末処理場建設予定地)の最近の経緯

昭和48年3月

江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場が本行徳石垣場・東浜地区に都市計画決定される(県知事決定)

平成14年2月28日

地権者に処理場計画に係わる意向調査を開始(アンケート用紙を発送)
(県によるアンケート)

平成14年8月2日

千葉県知事が市川市長に対して「市川市本行徳石垣場・東浜地区における江戸川第一終末処理場の設置検討について」意見照会文を送付

平成14年8月19～22日

市川市が地権者との土地利用相談会を実施

平成14年8月27日

市川市が周辺住民(自治会長)との土地利用相談会を実施

平成14年9月7日

市川市が周辺住民(マンション同友会)との土地利用相談会を実施

平成14年10月25日

市川市が千葉県知事にたいして「市川市本行徳石垣場・東浜地区における江戸川第一終末処理場の設置検討について」回答書を提出

平成14年11月22日

第9回「行徳臨海部まちづくり懇談会」で基本的な方針について了承

平成14年12月4日

千葉県知事が12月定例議会にて市川市本行徳石垣場・東浜地区に下水道処理場を建設することを表明

平成15年1月29、30日

「江戸川第一終末処理場計画地に係る千葉県と市川市合同説明会」を地権者を対象に開催

平成15年3月27日

第1回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」を開催
(メンバー: 県、市、地権者、自治会)

平成15年5月28日

第2回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」を開催

江戸川第一終末処理場計画地検討会設置要綱

(名 称)

第1条 この検討会は、江戸川第一終末処理場計画地検討会（以下「検討会」という。）という。

(目 的)

第2条 検討会は、現在、都市計画決定している江戸川第一終末処理場計画地（約48ヘクタール）全域の土地利用計画について検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 土地利用
- (2) 整備手法
- (3) その他検討会で必要と認めた事項

(組 織)

第4条 検討会は、別記1に掲げる、地権者9名（石垣場3名、東浜3名、下妙典3名）、周辺自治会代表者3名及び千葉県2名、市川市2名の合計16名の委員をもって組織とする。

(委 員)

第5条 委員は次に掲げる者について、千葉県都市部長が委嘱する。

- (1) 地権者
 - (2) 周辺自治会代表者
- 2 委員の任期は、第2条の目的が達成されるまでの間とする。
 - 3 地権者委員が法人にあっては、代表者の届け出を行うものとする。
 - 4 周辺自治会代表者にあっては、行徳地区自治会連合会から委員推薦の届け出を行うものとする。

(会長等)

第6条 検討会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は千葉県都市部技監とする。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会議運営に関し必要な事項は要領で定める。

(事務局)

第8条 事務局は、千葉県都市部下水道計画課及び市川市建設局都市政策室に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めのない事項については、会長が委員の意見を聞いて定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

江戸川第一終末処理場の計画について

1. 計画条件

処理水量・・・31万トン（約46万人分の汚水量）

処理施設・・・水処理施設：微生物の働きを利用し、下水を汚泥と
きれいな水に分離する施設

汚泥処理施設：池の底に沈んだ「ごみ」や「どろ」を
集め水分をとり、焼却する施設

2. 整形な土地に設置する場合の処理場用地必要面積

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ・施設面積(下水処理に必要な水処理や汚泥処理施設) | 約 9 ha |
| ・管理道路や管廊(管や電気配線を収納する施設)等の面積 | 約 9 ha |
| ・外周の緩衝緑地等の面積 | 約 2 ha |
| | 合計 約20 ha |

以上から条件の良い敷地の場合で、少なくとも約20ha程度必要となります。

3. 本地区の処理場用地必要面積

本地区に処理場を設置する場合、敷地の形状や周辺環境を考慮する必要があり、次の事項を検討し必要面積を決定することになります。

- ①処理場施設配置の検討
- ②周辺環境対策（騒音、振動、臭気等）の検討

土地利用方針の整理 < 本行徳石垣場・東浜地区 >

- ・ 本表は市川市が市民参加で作成した市川市行徳臨海部基本構想（平成14年12月作成）をベースに整理したものです。
- ・ アンダーライン部は、市川市行徳臨海部基本構想において本行徳石垣場、東浜地区の基本的方向性として整理されたキーワードです。
- ・ 終末処理場以外の施設例は、基本的な方針に基づくまちづくりのイメージを描いていただくために列記したもので、今後、実現化の検討の中で選定されます。

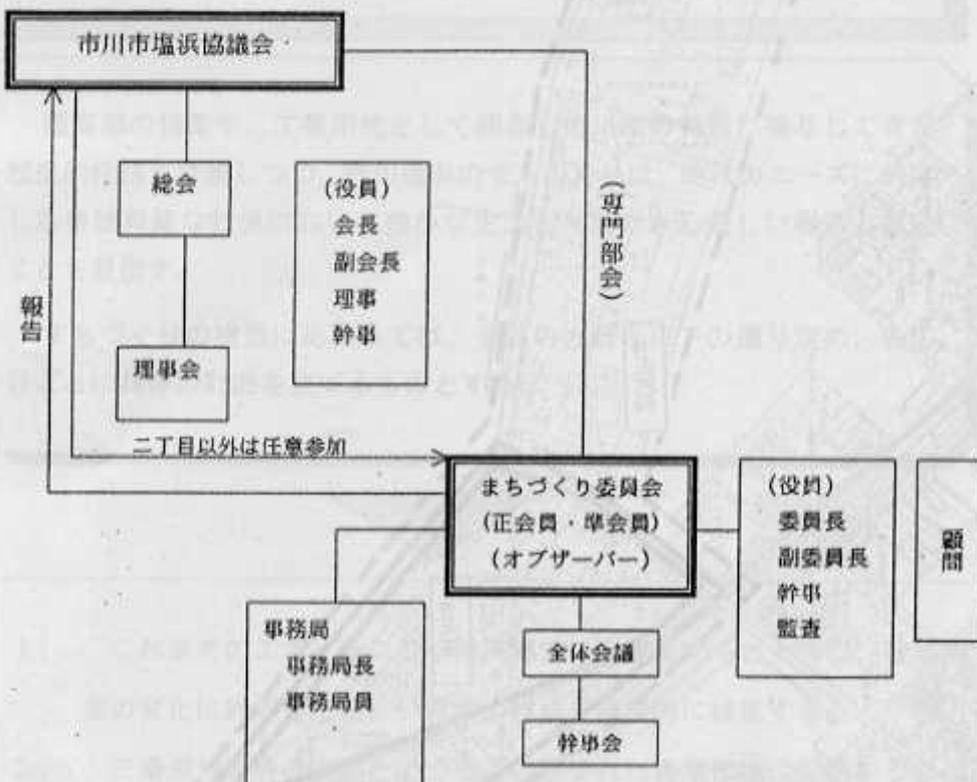
基本的な方針	方針の内容	イメージ施設例	備考	メモ欄
広域的な人と緑のネットワーク拠点をつくる	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川左岸流域下水道「江戸川第一終末処理場」を設置することとし、建設にあたっては、周辺環境と調和した処理場とするため、地域における水と緑空間を体系的に整備する観点から環境対策施設の整備を図る。 (広域からの利用に供する機能配置) 	<ul style="list-style-type: none"> 終末処理場 修景施設（植樹、芝、花壇等） 広域避難地の一部 運動施設 	<ul style="list-style-type: none"> 終末処理場施設の屋上等の活用により、環境対策施設の整備が可能である。 終末処理場の処理水の活用が可能である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 環境共生都市を目指し（豊かな水辺空間とみどりあふれるまちづくり）自然との共生・調和を図るため、江戸川（放水路）を軸とした広域的な水と緑等の資源を活用し、ネットワーク拠点施設の整備を行う。(広域からの利用に供する機能配置) 	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地・運動施設 遊歩道、サイクリングロード 遊水池（せせらぎ、あし原） 	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川沿川地域や対岸地域（高谷・原木）との連携を考慮する 終末処理場施設の屋上等の活用により、緑地空間の整備が可能である。 終末処理場の処理水の活用が可能である。 	
地域コミュニティを育てる	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の楽しみの場、憩いの場を創出するためのコミュニティ活動の拠点となる機能配置を行う。 地域住民が協働で創り上げる創造の場とする。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティホール 総合福祉施設 子供広場 小・中学校 	<ul style="list-style-type: none"> 行徳地区の人口増加に伴い必要となる。 	
地域の防災機能を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に、一つの独立した地域としての対応が可能な防災まちづくりを行う。 葛南地域における震災や洪水などの災害時の広域避難場所としての施設整備や機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災公園（救急総合医療施設、防災備蓄倉庫） 広域避難地・避難路 江戸川高規格堤防（スーパー堤防） 雨水調節池 	<ul style="list-style-type: none"> 終末処理場の上部や江戸川河川敷などの活用が可能である。 国土交通省の計画に位置づけられている。 開発に伴い雨水対策が必要となる。 	
地域の個性をつくりだす	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を活かした地域住民が誇りに思い、地域全体の利用に供するシンボリックな空間を創出する。 新しい形態での職住共存のまちづくりを行う。 地域の構成ともなる新しい産業創出空間としての活用も図る。 (土地の規模・形態を活かした空間利用) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域冷暖房供給 個性ある複合文化施設 創作美術館・創作工房 環境系総合図書館等 情報関連の小規模企業立地の立地 新産業施設(アウトレットモール等) 	<ul style="list-style-type: none"> 終末処理場の処理水を熱源として活用することが可能である。 環境共生都市（壁面緑化、太陽光発電等） 	
緩衝空間を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 湾岸道路との間に緩衝機能空間を確保する。 居住機能との調和を図るため、土地利用によっては住宅地との間に緩衝空間を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯として機能する産業施設（試験場、作業場、事務所、軽工場） 緑地帯、緑道、芝生の広場等 スポーツ活動の拠点（スポーツシューレ等）としての運動施設（広場、競技場、体育館、宿泊施設、研修所等） 	<ul style="list-style-type: none"> 自然地形の活用も検討する。 	

市川塩浜駅周辺及びその海浜部関連資料

塩浜地区に係わる経緯

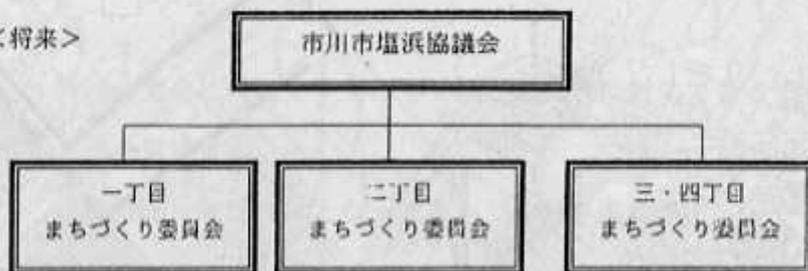
年	月	事 項
昭和	44年 3月	市川一期地区埋立免許(195ha) 昭和49年8月竣工認可
	4月	京葉港市川地区土地造成事業に着手
	47年 11月	浦安二期地区埋立免許(563ha) 昭和53年8月～55年12月竣工認可
	48年 3月	ヤード用地について市川市と国鉄との間で土地譲渡契約を締結 (63,400 m ²)
	61年 4月	国鉄はヤード用地を処分する旨発表
	10月	ヤード用地の土地譲渡契約の解除を通知
	63年 3月	JR京葉線開通 市川塩浜駅、二俣新町駅開設
	9月	市川市塩浜再開発協議会発足
平成	元年 3月	ヤード用地の所有権移転登記等抹消登記手続き請求事件和解(市川市2/3、事業団1/3の持分)
	3年 3月	第3回線引き見直し 用途地域の変更 都市再開発方針を策定
	5年 3月	市川二期地区土地造成基本計画の決定(470ha)
	10年 12月	市川市議会が「市川二期埋め立て計画」の変更を決議
	11年 3月	市川市議会が「自然との共生を踏まえ、夢のある市川二期埋め立て計画の実現へ向けて」を決議
	6月	市川市が市川二期地区計画に関する要望書を県知事に提出
	6月	県が見直し縮小案を発表(90ha)
	11月	市川市が市川二期地区計画に関する要望書を環境庁長官と県知事に提出
	12年 3月	市川市が市川二期地区計画に関する要望書を環境庁長官に提出
	3月	市川市が市川二期地区計画に関する要望書を県知事に提出
	13年 9月	堂本知事が埋立計画を白紙に戻すことを決定
	14年 1月	第1回三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)開催
	5月	市川市塩浜再開発協議会を解消し、塩浜協議会の下部組織としてまちづくり委員会が発足
	10月	塩浜協議会が「市川塩浜まちづくり方針」を公表
	12月	市が「市川市行徳臨海部基本構想」を公表
	15年 6月	市議会に行徳臨海部特別委員会を設置
	7月	市川塩浜地区第1期まちづくり推進準備会設立
	7月	市川塩浜三番瀬案内所開設

まちづくり委員会 組織図

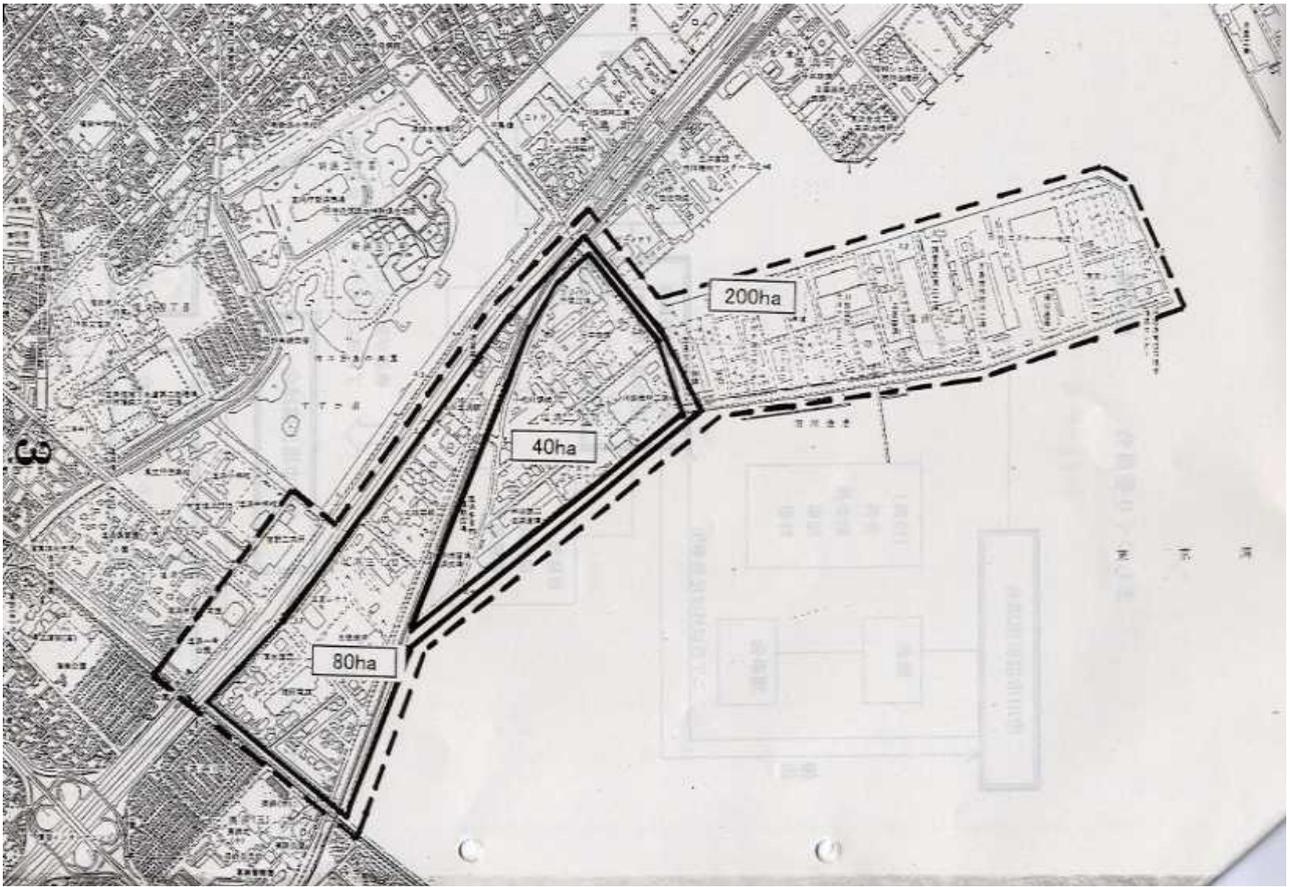


↓
機運が高まった段階で、
丁目毎にまちづくり委員会を組織

<将来>



※出典 市川塩浜協議会 まちづくり委員会



2002・10・29

市川塩浜まちづくり方針

市川市塩浜協議会 まちづくり委員会

臨海部の特徴や、工業用地として開発し市川市の発展に寄与してきた歴史的経緯を考慮しつつ、市川塩浜のまちづくりは、時代のニーズに対応した持続可能な社会において豊かな生活を享受できる美しい都市となることを目指す。

まちづくりの推進にあたっては、全体の方針を以下の通り定め、各丁目ごとに具体の計画を立てるものとする。

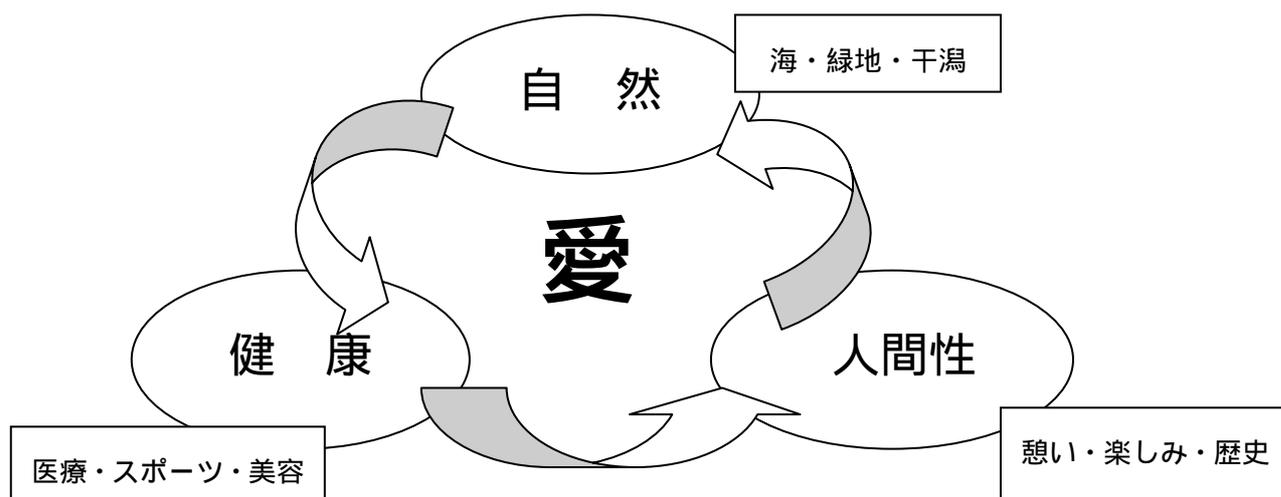
- 1、 これまでの工業インフラや港湾施設等を尊重するとともに、産業構造の変化に対応した新しい産業の誘致を積極的に推進する。
- 2、 三番瀬や野鳥の楽園という周辺の恵まれた自然環境に配慮する。
- 3、 地区内においては海と緑のある美しいアメニティ環境を作り出し、だれもが海に親しめるとともに、新しい魅力を持った地域として再生する。
- 4、 時代の変化に対して、すばやく細かく柔軟に対応できるまちづくりの手法を選択する。
- 5、 地権者と行政が一体となってまちづくりを進める。

市川塩浜2丁目まちづくり方針

平成14年10月29日

1、まちづくりの基本理念（Concept）

21世紀のオアシス都市



Respect for humanity. 「人間性の尊重」

塩浜は、世界の人々が渡り鳥と共に羽を休める「オアシス」都市、潮風や海の香りを感じ、緑の中で鳥たちに囲まれながら、都心にある貴重な「自然」をおもいきり感じる街である。

私たちは、自然がもたらす財産を常に意識し、人に「愛」され、人を「癒し」「元氣」にするまちづくりを基本理念とする。

2、まちづくりの基本的な姿勢

ゾーンごとに特徴があり、全体として都市活力と複合的な魅力にあふれた計画づくり

ウォーターフロント環境と、湾岸道路に近接し JR 市川塩浜駅前という立地を活かした計画づくり

地域全体における資産価値向上に資するとともに、投資家からみて魅力ある「ローコスト&ハイバリュー」なまちづくり

時代（市場）のニーズに応えつつ都市再生・産業再生をめざした「スピーディ&フレキシブル」な事業プログラムづくり

3、まちづくりの基本方針

(1) 計画の目標

本地区はJR京葉線市川塩浜駅並びに国道357号(湾岸道路)に隣接する交通至便な位置にある。また、「三番瀬」と「行徳近郊緑地」との二つの貴重な自然環境資産に挟まれている。

これらの周辺環境に配慮しつつ、交通条件やウォーターフロントなどの立地条件を活かすとともに、周辺の自然環境と共生した土地利用転換を計画的、段階的に誘導し、臨海部における活力ある新しい複合型の都市拠点の形成や、自然エネルギーを活用した新たな都市システムの開発を目指す。

そのため、道路や交通広場等の都市基盤施設を見直すとともに、現在の工場・倉庫等の機能を更新し公共・公益機能、商業等の都市的機能の導入を図る。

(2) 土地利用に関する方針

臨海部における新しい都市拠点を形成するため、地域の特性を活かしつつ時代のニーズに合った各機能を適正に配置し、複合的な土地利用を図る。

敷地の細分化を避けるとともに、大規模敷地のメリットを活かした土地利用を図る。

(3) 公共施設等の方針

地区内の交通を円滑に処理すると共に、地区外との連絡を強化するため、土地利用転換にあたり骨格となる幹線道路や交通広場などを適切に配置し整備する。

JR市川塩浜駅と海を結ぶシンボルとして道路や公園、緑地等を一体的に整備する。

だれもが海に親しめるよう、安全で開放的な海辺のプロムナード空間を整備する。

各敷地内においては歩道状空地や公開空地を適切に誘導する。また、開発内容に応じて必要となるその他の公共施設等については、適切に配置・整備していくものとする。

(4) 建築物等の方針

建築物等に関する事項として、必要に応じ建築物の用途、高さの最高限度、壁面の位置、形態・意匠の制限等を定める。

建築物デザインや形態、配置計画は、周辺環境に配慮するとともに隣接する建築物に対しても留意するものとする。

周辺の自然環境との調和を図るため、公共空間及び敷地内での緑豊かな緑化の推進に努め、美しい都市景観を創造する。

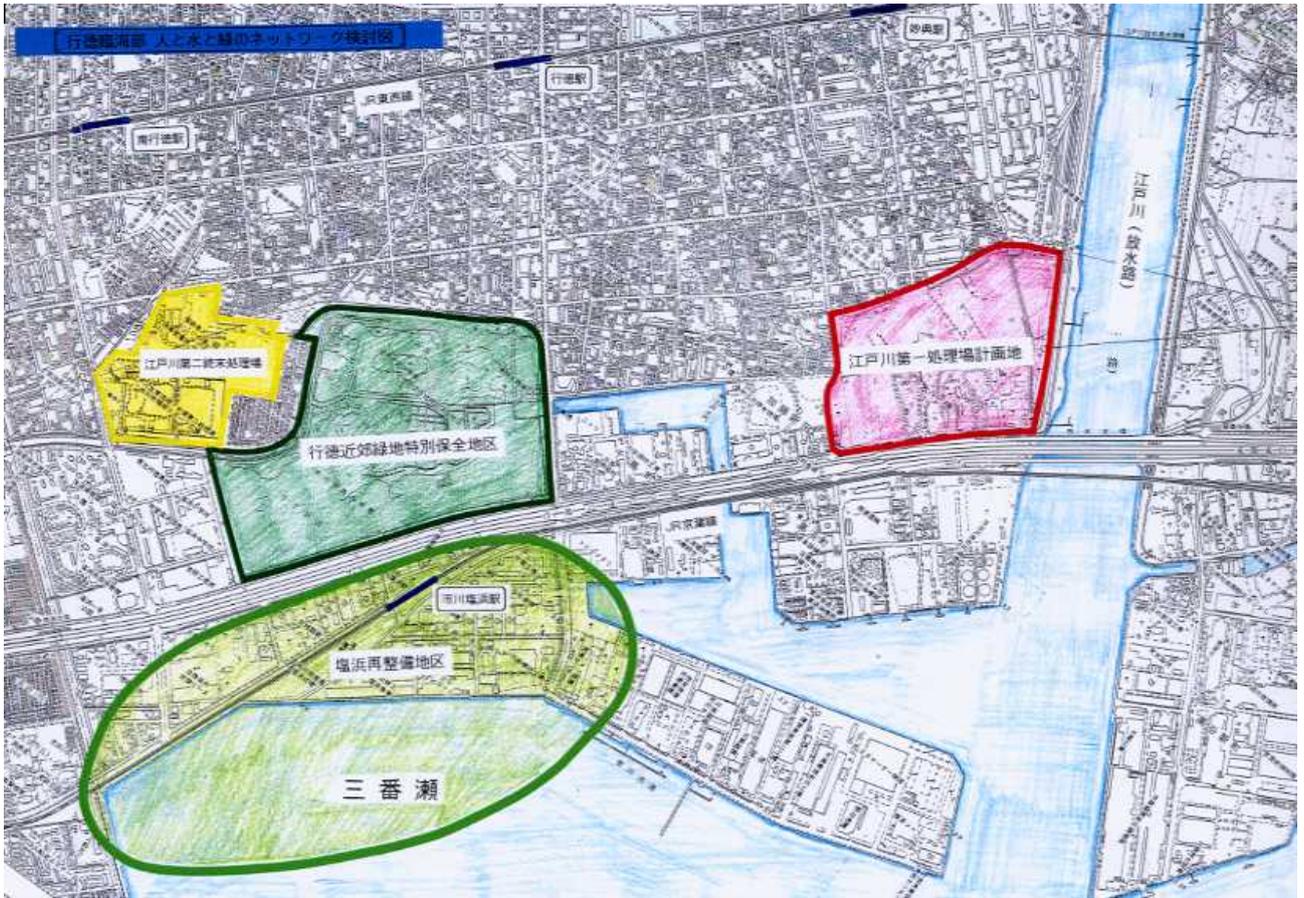
このまちづくり方針は時代の趨勢により適宜見直しができるものとします。

行徳近郊緑地関連資料

主な経緯

- ・昭和45年5月 行徳近郊緑地保全区域の指定
- ・昭和45年8月 行徳近郊緑地特別保全地区の指定
面積約83ha 内訳：宮内庁新浜鴨場等約27ha
内陸性湿地及び周辺緑地等約56ha
- ・昭和45～50年 周辺地域の埋立事業により減少する野鳥（水鳥）の生息地を確保するため、内陸性湿地が人工的に造成される。
- ・昭和51年1月 行徳野鳥観察舎が開館
- ・昭和54年11月 県設鳥獣保護区の指定
（内陸性湿地及び周辺緑地等約56ha）
- ・昭和54年12月 現在の3階建ての野鳥観察舎が完成
- ・平成6年 千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会が設置され、再整備のための基本方針及び基本計画が策定される。
- ・平成7年度 第1段階の再整備（淡水池等）
- ・平成8年度 第2段階の再整備（浄化池、観察壁等）
- ・平成11～14年度 市川市が施設整備事業を実施
（丸浜川横断橋、観察路、観察壁、休養施設、野鳥営巣用やぐら等）





市川市行徳臨海部基本構想

～ 三番瀬の再生と行徳臨海部の

まちづくりの実現に向けて～

平成 1 4 年 1 2 月

市 川 市

目 次

1 . 背景及び目的	- - - - -	P	1
2 . 地域の特徴	- - - - -	P	2
3 . 行徳臨海部の課題	- - - - -	P	3
4 . 行徳臨海部の基本的な方向性及び将来像	- -	P	4
(1) 基本的な方向性			
行徳臨海部の基本的な方向性			
地域別の基本的な方向性			
(2) 将来像			
行徳臨海部の将来像			
地域別の将来像			
5 . 将来像の実現に向けた基本的な方針	- - - - -	P	8
(1) 将来像の実現に向けた基本的な方針			
(2) 基本的な方針図			

1 . 背景及び目的

市川市の臨海部の歴史において、これまで埋立てと工業地域の配置は、大きな位置を占めてきている。ただし、これはよく言われるような一方的な開発の歴史ではなく、それぞれの時代背景の中で、都市と自然、経済と環境の接点を探りながら進められてきたもので、その過程では、野鳥の飛来地を保護するために、行徳近郊緑地特別保全地区が市街地内に確保されている。同時に、これまでの埋立ては本市の都市づくりおよび財産基盤の確立において、大きな役割を果たしてきたことも事実である。

一方、市川地先の浅海域は、全国的にも高品質の海苔をはじめ、豊かな水産物を生み出す漁場として利用されてきた。また、全国有数の渡り鳥の飛来地、稚魚やアサリなど海の生物を育む自然環境としても注目を集めてきている。さらに、近年においては、地球環境保全の意識が高まる中で、「三番瀬」に対する国民の関心も大きくなるとともに、この浅海域の環境的意義が「環境に関する補足調査」によっても明らかになってきている。こうしたことから、この浅海域が貴重な自然の財産であることも、広く認識されてきたところである。

しかしながら、一帯の埋立てが終了した後、不自然な地形による潮流の停滞、あるいは地盤沈下による干潟の水没などにより、赤潮や青潮、洪水時の淡水流入などに対して脆弱な構造になってしまった。特に漁場環境の悪化は著しく、アサリの収穫の漸減や海苔漁場の沖合化が進み漁業の継続すら不安な状態となっている。

また、沿岸部においては、船の不法係留やゴミが不法投棄されるなど荒廃が進んでいる。加えて、海との接点となる護岸が、将来の埋立て事業を前提とした仮の直立護岸であるため、自然との触れ合いを求める市民の要求が高まる中で、せつかくの自然があるにもかかわらず、市民が海に親しむことのできない状態となっている。

このままでは、市川の漁業は漁場環境の悪化と将来への不安によって継続すら困難となる状況となっている。同時に、漁業と一体となって維持されてきた自然環境のバランスも損なわれる恐れがあり、市民の望む自然との触れ合いの実現も困難な状況である。これらを考え合わせると、このまま放置することによって、望ましい状態となることは期待できない。そこで、市は一貫して「海を再生し、市民の海を取り戻す」ことを主張してきている。

こうした背景の中で、県が市川二期埋立計画を中止し、江戸川第一終末処理場を再び本行徳石垣場・東浜地区で検討することとした。そこで市川市としては新たに三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりに関する基本構想を策定することとしたものである

この基本構想は、貴重な自然環境である三番瀬を保全しながら、内陸部、臨海部と一体として良好なまちづくりを進め、人と自然と産業が共存して、将来とも安定的に持続可能な地域社会を形成していくことを目指すものである。

さらには、この構想を基本として、地域住民、漁業者、企業、NPOなど広く多くの市民と行政が協力して、自然の知恵と力を借りながら、海の再生と行徳臨海部のまちづくりの作業を進めることによって、市川の臨海部に新しい文化と歴史を作り出すことが期待される。

同時に、東京湾全体のことを考え、また、全国の海の再生のモデルとなり、さらには、国際的な湿地環境のネットワークに貢献していくことも、視野に入れていかなければならない。

2 . 地域の特性

地域の歴史

- ・舟運や塩づくりなど、水辺のまちとして、他地域との交流で栄えた歴史のある緑豊かなまちである。

地域の自然

- ・三方を、旧江戸川、江戸川や海に囲まれた、豊かな水辺のまちでもあった。
- ・水田、蓮田、干潟、アシ原など、広大な水辺の自然があった。
- ・国際的にも渡り鳥の飛来地として知られていた。

市街地形成

- ・土地区画整理事業、公有水面埋立事業等の計画的市街化により急激な都市化が進んだ。
- ・一方で、まちのうるおいと水辺が失われてきた。

広域的位置

- ・広域交通基盤（鉄道、高速道路、国道等）が整備された利便性の高い地域である。
- ・東京湾岸地域においても、地域相互の交流・連携が期待できる位置にある。

上位計画、関連計画施策の展開

< 基本構想 >

基本理念：「自然との共生」が基本理念の一つ

基本目標：「人と自然が共生するまち」が基本目標の一つ

- ・自然と共生するまちの次世代への引き継ぎ
- ・貴重な自然の保全、失われた自然の再生と身近に親しめる緑と水辺空間の新たな整備

< 基本計画 >

リーディングプラン：「水と水辺の再生プラン」がテーマの一つ

- ・水と緑のネットワーク化推進計画
- ・小川再生プラン
- ・水辺プラザ整備事業（大柏川調節池）
- ・江戸川の水辺空間整備事業
- ・海辺の親水空間整備事業

< 葛南自然ふれあいモデル地区事業 >

- ・葛南広域公園（拠点施設：県施行、範囲：市川・船橋：面積23ha）

< その他 >

- ・江戸川放水路のスーパー堤防、旧江戸川の堤防改修による水辺の整備
- ・下水処理水の活用による水路の復活

3 . 行徳臨海部の課題



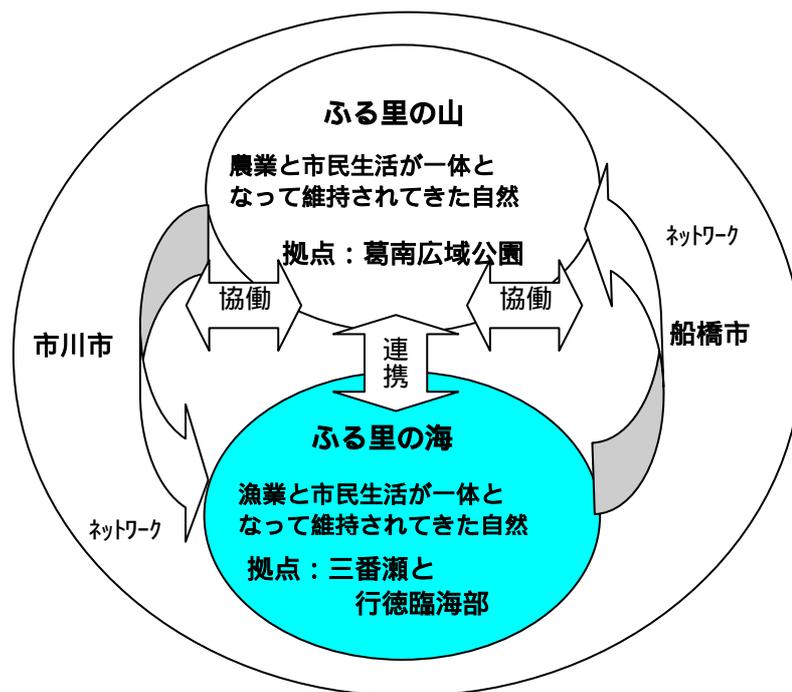
4 . 行徳臨海部の基本的な方向性及び将来像

(1) 基本的な方向性

行徳臨海部の基本的な方向性

市川市全域における行徳臨海部の基本的な方向性を以下のように定める。

< 里山・里海の再生 >



地域別の基本的な方向性

海と海浜部及び本行徳石垣場・東浜地区の基本的な方向性をそれぞれ以下のように定める。

< 海と海浜部 >

(護岸部)

法律に基づく海岸線の変更と共に、安全と人の利用と生態系に配慮した高潮対策としての護岸の整備

開かれた海辺づくり (ワイズユース、楽しく遊べる)

海岸線の利用区域分けの設定 (環境保全、漁業、市民利用の棲み分けによる共存)

(漁 業)

恒久的な漁港整備と航路の集約 (安全性、利便性、機能性の確保、青潮発生抑制)

漁場環境の改善と生産性の向上

市民と共存する都市型水産業への取組（栽培漁業、三番瀬のブランド化、ふれあい体験型漁業）

（三番瀬）

水質・底質環境の保全・再生（海水循環の促進、自然浄化能力の向上等）

海域環境及び内陸性湿地の保全・再生を行うことによりラムサール条約登録湿地としてふさわしくなるよう整備

地域固有の海辺の原風景と利用の再現（アシ原、藻場、干潟等）

港湾計画との整合（市川航路の航行安全性確保、港湾計画（航路浚渫）と環境保全（青潮発生抑制）

（市川塩浜駅周辺）

三番瀬と行徳近郊緑地の自然環境を活かした自然環境学習及び研究の場の形成

海辺にふさわしいまちづくり

（交通利便性や海辺に近い立地特性を生かした望ましい土地利用転換）

市街地、行徳近郊緑地、海との連携強化（遊歩道、緑地の整備による人と緑のネットワーク強化）

（行徳近郊緑地）

行徳近郊緑地と海との連携強化（水のネットワーク強化）

行徳近郊緑地の再整備

（市民との協働）

保全、再生、維持管理への市民参加と人の育成

しくみと拠点作り

（人と自然との共生）

人の利用と自然環境の保全との調和、利用のルールづくり

自然の生態系に配慮

三番瀬（昭和30～40年代）の多様な自然環境の保全・再生・創出

基本的な方向性のコンセプトを以下のように定める。

海と親しみ・海を守り・海を活かす

かつての豊かな海を再生し、市民が親しめる海辺を取り戻すことを目指して

< 本行徳石垣場・東浜地区 >

豊かな水辺空間（川と海、そして水路）と緑あふれるまちづくり

江戸川沿川地域や対岸地域（高谷・原木）との連携を考慮したまちづくり

災害発生時に対応が可能な防災まちづくり

まちづくりと一体的な洪水対応施設の整備

広域からの利用に供する機能配置の誘導

土地の規模・形態を活かした空間活用

行徳地域の住民が誇りに思い、地域全体の利用に供するシンボリックな空間の創出

地域全体の楽しみの場、憩いの場の創出

新しい形態での職住共存のまちづくり

緩衝機能空間の確保

居住機能との調和ある空間利用

市民との協働

基本的な方向性のコンセプトを以下のように定める。

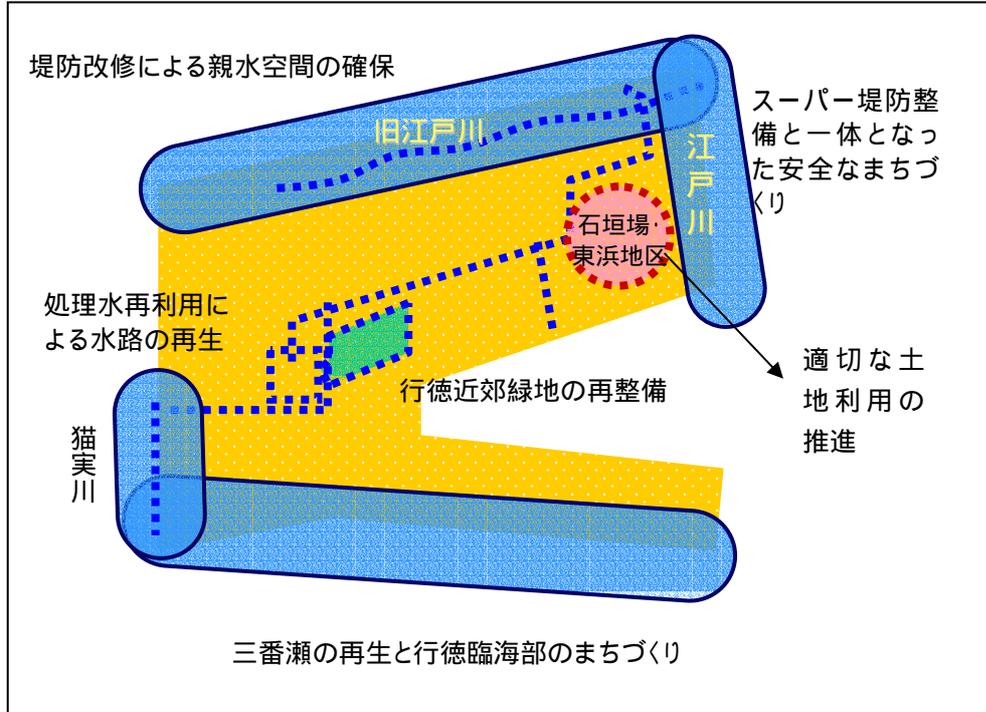
行徳地域の特性とこの地区のポテンシャルを活かした積極的なまちづくりを
目指して

(2) 将来像

行徳臨海部の将来像

行徳臨海部の将来像は次に示すとおりである。

< 豊かな水辺のまち行徳の復活 >



地域別の将来像

地域別の将来像は次に示すとおりである。

< 海と海浜部 >

海と臨海部、内陸部を一体としてまちづくりを進め、自然、漁業、市民生活、企業活動が共存する、持続可能な地域社会の形成を図る

< 本行徳石垣場・東浜地区 >

地権者、周辺住民及び行政が連携を図りながら、市民の安全と快適な生活環境の確保を目指し、楽しく憩える緑の生活拠点の形成を図る

5 . 将来像の実現に向けた基本的な方針

(1) 将来像の実現に向けた基本的な方針

将来像の実現に向けた基本的な方針を以下のように定める。

< 海と海浜部 >

海域の自然環境・漁場環境を保全・再生する

漁業の安定と継続を図る

市民が親しめる海辺をとりもどす

安全を確保する

市川塩浜駅周辺を海辺の街にふさわしく再整備する

自然環境学習・研究の場とする

行徳近郊緑地を再整備し海との連携を図る

人と水と緑のネットワークをつくる

市民と協働で進める

自然の知恵と力を借りる

< 本行徳石垣場・東浜地区 >

広域的な人と水と緑のネットワーク拠点をつくる

地域コミュニティを育てる

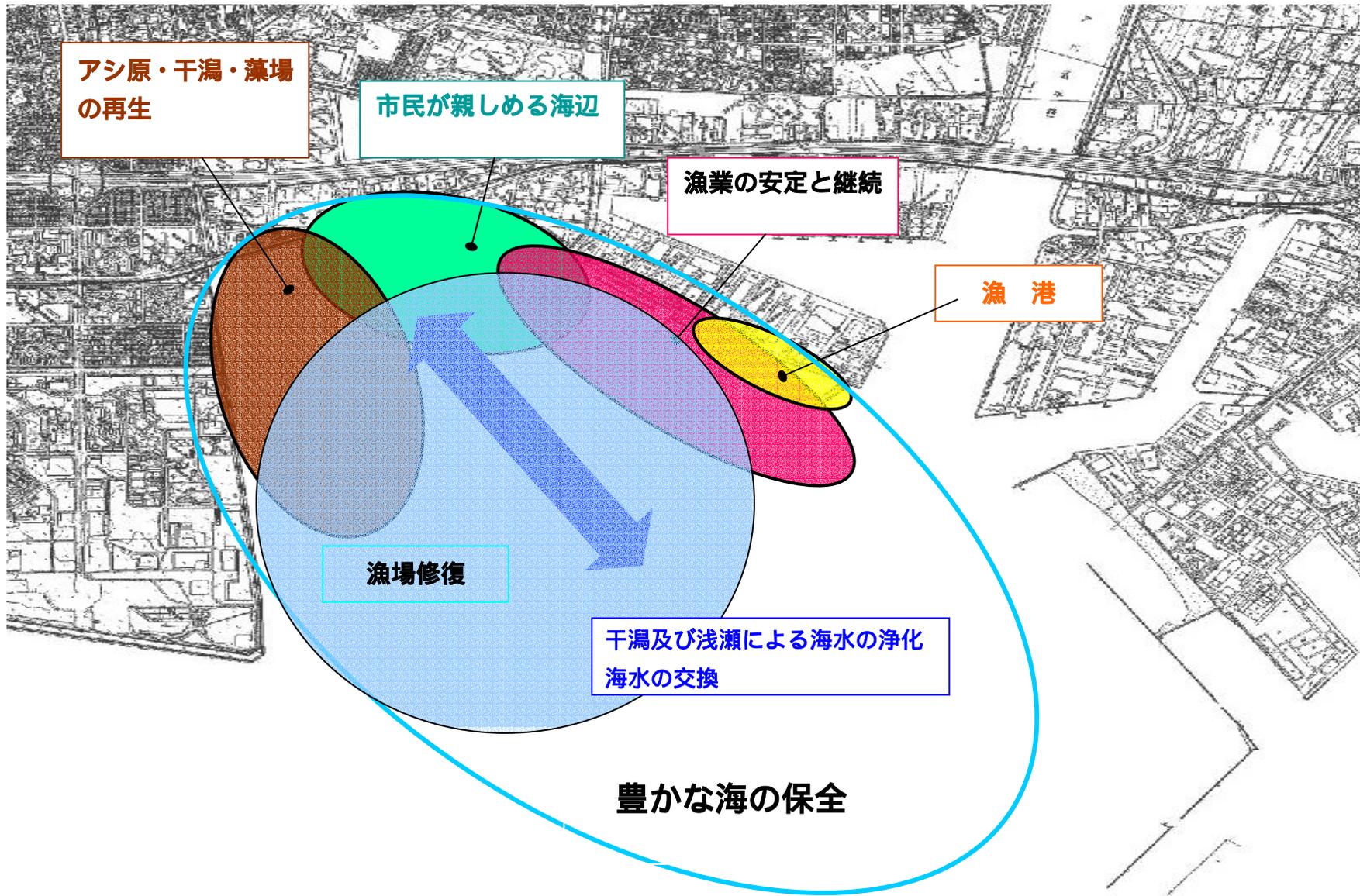
地域の防災機能を確保する

地域の個性をつくりだす

緩衝空間を確保する

市民と協働で進める

海と海浜部の基本的な方針図



海浜部の基本的な方針図

南行徳駅

行徳駅

- ・ 野鳥の生息に適した環境づくり
- ・ 自然観察の場として整備
- ・ 良好な湿地帯の再現
- ・ 観察者受入にも配慮した整備
〔千鳥水門・暗渠水門の拡張、観察路（遊歩道）JR 塩浜駅からのアクセス用通路、干潟面積拡張・底質の改善等〕

行徳近郊緑地

歩行者動線の確保
〔湾岸道路の蓋掛け
ペデストリアデッキ
遊歩道等〕

歩行者動線の確保
〔遊歩道、サイクリングロード等〕

歩行者動線の確保
〔遊歩道、サイクリングロード等〕

湾岸道路

ふれあいと学び
〔研究施設、環境学習施設（観察・体験・研修・宿泊施設、湿地・アシ原等の実験施設等）〕

猫実川
〔流入河川の水質浄化、多自然型護岸〕

市川塩浜駅

街づくりの推進

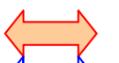
ふれあい

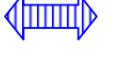
散策〔海浜公園、遊歩道、サイクリングロード等〕

アシ原・干潟・藻場の再生
〔アシ原、干潟、藻場、高潮堤、不法係留船対策・沈廃船撤去等〕

市民が親しめる海辺
〔高潮堤、遊歩道、緩傾斜護岸、砂浜、干潟、不法係留船対策・沈廃船撤去等〕

凡例

人と緑のネットワーク 

水と緑のネットワーク 

本行徳石垣場・東浜地区の基本的な方針図

